

平成 23 年 3 月 9 日

亀井委員

公明党の亀井たかつぐです。よろしくお願ひいたします。

まず、はじめの質問は、雇用創出基金事業についてお尋ねしたいと思ひます。

厳しい雇用情勢を背景に、地域の失業や創意工夫に基づき、雇用を創出するため設けられた二つの基金も、原則的には平成 23 年度で終了するというところでございます。本県における雇用対策を推進する上で、基金事業の果たす役割は大きいものと考えます。

そこで、残すところあと 1 年となった基金事業について、幾つかのポイントに絞って質問させていただきたいと思ひます。

まず、予算の発表資料の中に、新たな取組として民間企業等を対象に、今後成長が期待される分野における事業を公募により実施するとの記載がありますが、公募導入の趣旨を確認しておきたいと思ひます。

雇用対策課長

本県では、厳しい雇用情勢の中で、これまで様々な分野で基金を用いた事業を行ってまいりましたが、雇用創出のための新たな手法として、このたび民間企業等を対象に、事業の提案の募集を行うことといたしました。

今回の募集は、事業内容を自由に御提案いただけるために、既存の契約の仕組みと比べまして、事業者の創意工夫ですとか、独自のノウハウを取り入れる裁量が大幅に広がっていると考えております。

しかも、提案者自らに事業を実施していただくことによりまして、単なるアイデアではなくて、民間活力を導入いたしました新たな形の事業展開による雇用創出が期待できることから、公募を導入したところでございます。

亀井委員

今回の公募にかけた事業テーマは、どのようなプロセスで決まったのですか。

雇用対策課長

公募の対象となる事業分野でございますけれども、まず昨年、国から 2 度にわたりまして、緊急雇用創出事業のうち、重点分野に充てるための交付金の追加措置を頂いたところでございます。

このことを踏まえまして、同事業におきまして、成長分野とされている分野を今回の公募の対象として設定をさせていただきました。その上で、テーマの選定に当たりましては、県庁内の各局におきまして、重点分野に該当し、かつ民間の自由な発想や企画に基づいた事業促進が期待されるものの検討を依頼したところでございます。

その結果、三つの局から八つの事業テーマの提案がございまして、検討の結果、八つ全ての事業テーマにつきまして公募することとしたところでございます。

亀井委員

今回の公募は、環境・エネルギー、介護・福祉、観光、そして産業振興・雇用対策の四つの分野から、八つの事業テーマについて募集されたんですけれども、それぞれの事業内容を簡潔に伺いたいと思ひます。

雇用対策課長

まず、環境・エネルギー分野でございますけれども、家庭における太陽光発電等の普及啓発及び普及促進を図るために、その導入効果を調査をするとともに、県の施策の基礎資料の作成を内容とするものでございます。

次に、介護・福祉分野でございますけれども、社会福祉施設におきまして、相談援助に当たる職員を支援するために、地域における人的及び情報ネットワークの構築を提案していただく内容となっております。

次に、観光分野でございますけれども、外国人観光客のソフト面の受入体制を整備する事業及び観光振興事業の将来の担い手となる人材育成を実施する事業となっております。

最後に、産業振興分野でございますけれども、四つございまして、一つ目は退職されたキャリア人材の活用による中小企業支援事業、二つ目は中小の製造事業者の情報発信の強化・推進事業、三つ目といたしまして企業における仕事と介護の両立の推進事業、そして四つ目といたしまして新卒未就職者等を対象とした人材育成事業、これらの募集をしたところでございます。

亀井委員

では、ここで質問の角度を変えます。公募に関しては、私も昨日の予算委員会でも質問させていただいたんですが、部局間の連携と、やはり民間活力、民間資金の投入が非常に大切ではないかという問いかけの質問をさせていただいたんです。

そういう意味で、公募というのは、民間活力とか民間の知恵を拝借する上で非常に私の昨日の質問にマッチした政策であるなと思います。だがしかし、お尋ねしたいのが、実質残り1年で公募になっているわけです。私はこれを見たときに、やはりもっと前からやらなければいけなかったのではないのかなと思いました。

多分、この公募がここに来て出てきたというのは、やはりこの基金の使い勝手が悪いことも確かにあるんですけども、もう全て使わなければいけないというせっぱ詰まった状態で、庁内でもいろいろ検討した結果、もう良い知恵が出てこないと、さらに、市町村とも連携をとったけれども良い知恵が出てこないんだと。それでもうしようがないから公募で民間の方々に何か良い知恵はないかとお願ひしたというような、せっぱ詰まった状態でやっつけられている感じを受けたんですね。質問は、残り1年であるこの時期に公募をやった趣旨は何か、というものです。

雇用対策課長

確かに委員のお話のとおり、民間から知恵をお借りすると、そういう側面があるのは事実でございます。

ただ、一方で、先ほども御答弁いたしましたように、新しい提案による、新しい雇用創出がなされる可能性という点も、私どもが着目をしたところでございます。

具体的に申し上げますと、既存の契約の仕組みでは、例えばプロポーザルで委託をするところが多いと存じます。例えば私どもでやらせていただいている事業の中に、合同就職面接会がございますけれども、これを実施する際

には、実施の時期ですとか、回数ですとか、あるいは企業の数ですとか、目標となる参加者数とか、かなり細かく設定をした詳細な仕様書をつくります。

ところが、今回実施をしようとしている公募事業のそれぞれのテーマは、かなり自由度が高く、創意工夫の余地があるというところに着目をしたものでございます。

委員お話しのとおり、確かに着手をする時期が遅かったというお叱りは、私も受け止めさせていただきたいと存じますけれども、単に知恵をお借りするだけではなくて、それをすぐ実施をしていただく、実行していただくという点に着目をして、導入させていただいた点を、是非とも御理解いただきたいと思います。

亀井委員

半分答弁になっていないような感じもしますけれども、今の御答弁では、すぐに実行に移すということでしたよね。

そうであればもうちょっと前から、この時期に迫ってやらなくても、すぐに事業を起こすことも今の基金残高からしても必要だったことですから、もうちょっと前倒しでやっていただくことが必要だったのではないかなと思います。

今の答弁も苦しい答弁になったと思いますけれども、そういう形で、今後基金の使い勝手もそうなんですけれども、進捗率も見ながら、公募の時期をもっと早めるなどの手続をお願いしたいと要望しておきます。

次なんですけれども、今の質問の関連で申し訳ないんですけれども、最終年度の公募だということで、民間からのお知恵を拝借したところ幾つか集まりましたよと。その中で、一番良いものを選んだとしますね。その選んだものが、例えばスパンが3年ぐらいかかるものだとすると、残り1年でこの基金は終わってしまいますし、時間切れになってしまうと思うんです。1年は基金で済みますけれども、残りの2年に関しては、一般財源を使ってでもやるという決意はあるんですか。

雇用対策課長

まず、この公募の事業の制約といたしまして、委員お話しのとおり、基金があと1年ということでございますから、最大限この1年の中で成果が出るように努めるということは当然でございます。そしてその後の対応につきましては、それぞれの所管をする事業課におきまして、その成果をどう引き継いでいくかということ、別途検討していくものと考えております。

亀井委員

それは、ちょっとどうですかね。今の段階で何らかの指針を出しておくべきではないですか。それを各局に任せるとか、各局の組織のスタンスで決めてほしいということになってしまうんですか。

雇用対策課長

それぞれの事業課ではそれぞれの事業を実施してございます。したがって、当然のことながら、今回この公募でやった成果を極力既存の事業に生かすというのは、当然のことだと存じます。

ただ、その上で、この基金で実施をされる公募の事業を、更にどのように拡大をするか、あるいは発展させるかというのは、その事業の成果も見極める必

要がございますし、それから既存の事業との整合もしんしゃくする必要があると思いますので、やはり今後の事業の展開は、それぞれの事業部局で考えていくということにならざるを得ないかなと思っているところでございます。

亀井委員

ごめんなさい、しつこくて。ただ、例えば3年間の事業で提案してきてくれた方がいた場合、1年で切られてしまうよとなった場合は、その方の自己実現は図れないわけですよ。

雇用対策課長

今回の公募はあくまでも単年度、平成23年度で完結するという事業でございます。

したがいまして、提案者の思いは思いとしておありかと思えますけれども、形式的には平成23年度で完結する内容を御提案いただくということになってございます。

亀井委員

分かりました。では、次の質問なんですけれども、先ほども公募導入の趣旨をお聞きしたところ、事業者の創意工夫だということで、そういう事業者が事業を実施できますよということをおっしゃっていただいて、一安心というところでもあるんです。例えば県民提案とか、あと大学の提案とか、NPOの共同提案等に関しては、採用されればそれだけの事業化ができるし、彼らにはインセンティブを与えられるわけですよ。

今回の冒頭の質問で、事業者に関しては、創意工夫に基づいた事業化ができるよということで、何らかのインセンティブがあるのかなと思うんですけれども、一般の県民から応募が来たときに、彼らに対するインセンティブというんですか、そういうのは何か考えていらっしゃいますか。

というのは、幾つかのテーマに絞って公募をするわけなんですけれども、雇用対策ということになると、けっこう難しい部分もあるのかなと思うんです。ですから、やみくもに公募をしますと言ったところで、なかなか集めるのが難しいのではないかなと思うんです。そういう懸念はいかがですか。

雇用対策課長

今回の公募に当たっての対象者、公募を提案できる方につきましては、法人、それからNPO等、条件は設定してございますけれども、一番根本的な条件は、提案をした内容を実施できる方というところにポイントがございます。

それは、良い提案を頂いたとしても、素早く実行に移し、素早く雇用創出につなげていかなければいけないということで、今回の事業に内在する、いわば制約のようなものがございます。したがいまして、事業の実施能力のある事業者から御提案いただくという仕組みをとらせていただいたところでございます。

亀井委員

分かりました。すぐ実施できる体力もあり、それなりの方向性を持っている団体ということですね、NPOにしても法人にしても。それで、今回の公募なんですけれども、どのぐらいの応募数を予想されていますか。

雇用対策課長

今回八つの事業について公募しましたけれども、既に提案は締め切っており

まして、21 件の御提案を頂いたところでございます。現在審査の作業をしております、御予算を認めていただければ、4月1日以降に契約し、実施するという段取りになってございます。

亀井委員

分かりました。この中には、今課長がずっとおっしゃっていたような形のもの、しっかり含まれているということですよ。

雇用対策課長

審査の詳細はこれからでございますけれども、良い御提案を頂いていると受け止めております。

亀井委員

分かりました。また質問の角度をもうちょっと変えて質問しますが、ふるさと雇用と緊急雇用の二つの基金についてですね、前回の質問の内容にあったかと思うんですが、これに関しては、神奈川県は進捗率が非常に高い方だということを御答弁されていたと思うんですが、他県で神奈川県と同じように進捗率が高いというか、しっかりと使っているところというのはあるのか教えていただけますか。

雇用対策課長

大変恐縮でございますが、基金の進捗状況は公表をされておきませんので、私どもは、どの県が何パーセント進捗しているかというところは、つぶさには承知しておりません。

ただ、近県、あるいは主要な都道府県について、相互に職員間の情報交換をさせていただいているというところでございます。特に昨年、追加で重点分野の雇用創造事業についての国からの追加措置が各都道府県にございましたけれども、今、お話として伺っているのは、例えば大阪府は、そういったものを非常に大変有効に多額の執行を目指されていると、そういう話は伺っているところでございます。

亀井委員

そういう形で情報交換もされているということなんですけれども、何か参考になったところというのはあるんですか。

雇用対策課長

大変卑近な例で申しますと、今回の公募事業でございますけれども、東京都が昨年の秋、関東地域では初めて実施をされたというところがございまして、東京都がおやりになった公募の仕組みについては個別に指導、助言を頂きながら、今回取り入れさせていただいたところでございます。

亀井委員

分かりました。次の質問なんですけれども、私がこの基金の質問をしたときは前々回だったかと思うんです。そのときに私が指摘させていただいたのは、市町村との仕事のダブリということと、あとは人のダブリですね。二度三度と同じ人が来ているということがあると、やはり雇用の拡張ということをお考えの場合、それでは広がっていかないのではないかと趣旨の質問をさせていただいたと思うんですが、その後どうですか、市町村との連携はどのようにとられていますか。

#### 雇用対策課長

まず、市町村事業とのダブリでございますけれども、当然のことながら、私どもで市町村からの申請を1件ずつチェックをさせていただきまして、交付決定もさせていただいているところでございますけれども、県の事業と市町村の事業は若干の違いがございます。

具体的に言えば、市町村は当然のことながら、身近な事業や、市町村固有の事業を実施されている。例えば、樹木のせん定でございますとか、廃棄物の不法投棄対策でございますとか、あるいは地域の防犯活動といったものを主にやられている。

県はどちらかといいますと、介護・医療分野に代表されるような人材育成事業等と、政策課題に対応したものにウェイトを置いているというところがございます。市町村と都道府県で全くダブリがないかといえば当然ダブる面もありますけれども、そういった意味では、個々の事業の目的としているところかなり差があるのかなと受け止めております。

それから、二つ目の御質問で、同一の者がダブってないかというところがございますけれども、これにつきましては、もとより基本的な条件でございますから、市町村、都道府県の中でチェックをする体制というのは、それなりに機能していると思っております。

ただ、9月の御質問でもお話をいただいた、例えば自治体間のダブリというようなところにつきましては、大変恐縮でございますけれども、名寄せを十分するシステムというのがないところでございますから、そこまで厳密にはチェックができないという状況にはございます。

#### 亀井委員

分かりました。基金に関しても、残りもう1年と、冒頭申し上げましたように、残り1年の期間で公募をして、すばらしい提案もされているやに聞きましたので、進捗率を見ながらしっかりと計画的に取り組んでいただいて、基金に無駄のないように精一杯努力をしていただきたいなということを要望してこの質問を終わります。

次の質問なんですけれども、外国人旅行者200万人来訪プロジェクトについて、何点かお尋ねしたいと思います。

神奈川県観光振興計画におきまして外国人旅行者200万人来訪プロジェクトが位置付けられている本県にとっては、羽田空港国際化を契機として、外国人観光客の増加を図る絶好の機会であると考えます。具体的に海外からの誘客をどのように展開しようと考えているのか、何点か伺いたいと思います。

まず、神奈川県観光振興計画において目標数値が設定されていますが、現在の進捗状況を教えていただけますか。

#### 観光課長

観光立県神奈川の実現に向けました達成目標のうち、外国人の来訪者に関する目標としては、訪問率、そして訪問者数の二つがございます。

訪問率は、日本を訪れた外国人のうち、どれぐらいの数の方が本県を訪問したかという比率を表す数値でございます。2009年の実績は16.7%、これを計画の最終年度の2012年に18.5%にする目標としております。また、外国人旅行

者の訪問者数は、2009年113万人であったのを244万にする目標を立てております。また、2010年の単年度の目標につきましては、訪問率で17.5%、訪問者数は157万人を設定しております。

1月26日に発表されました2010年度の日本政府観光局、JNTOの訪日外客訪問地調査結果によりますと、本県への訪問率は17.8%、訪問者数では153万人の外国人が訪問したと推定されております。

目標に対しまして、訪問率は0.3%上回る結果となっております。また、訪問者数は目標を若干下回りましたが、前年を40万人上回る153万人という過去最高の数字となっております。

亀井委員

次に、海外での活動は重要な取組であると考えますけれども、県は海外における現地プロモーション活動について、どのように考えているのか。また、これまで海外でのプロモーション活動について、本県はどのように取り組んできたのかも含めてお尋ねしたいと思います。

観光課長

海外から多くのお客様に来訪をしていただくためには、国及び各自治体でも、東南アジアを中心として、現地でのプロモーション活動に積極的に取り組んでおります。

本県は羽田空港からのアクセスも非常によく、外国人旅行者にとって多くの魅力がある地域ではございます。

しかしながら、平成21年度に県が行いました外国人観光客実態調査によりますと、旅行の訪問地、目的地としましては、東京が71%と一番高い数字でありまして、一方、県内では箱根・湯河原が24.8%、横浜が17%、鎌倉が9.5%と、低い数字になっております。まだまだ本県の魅力を十分に伝えられていないと考えられます。

こうしたことから、海外におきまして、更なる効果的なPR活動が重要であると考えております。

東アジア、特に中国におきましては、民間と行政が一体となった現地セールスを行い、現地の関係者との人的なパイプづくりや、旅行会社やキーパーソンとの商談等が、効果的かつ重要であると言われておりまして、現地におけますプロモーション活動の充実が必要であると考えております。

これまでの県の取組でございますが、県といたしましては、近隣自治体との広域連携による観光プロモーション活動を実施してまいりました。

具体的には、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会におきまして、台湾への教育旅行セールスや、タイへの国際観光展への出展をお願いしました。また、東京都、千葉県との連携によるシンガポールへの教育旅行セールスや、関東1都9県で構成します協議会でのシンガポールでの国際観光展への出展など、様々なプロモーション活動に取り組んできております。

また、韓国へのプロモーションとしましては、京畿道国際観光博覧会に平成17年以降、毎年神奈川県観光協会が出展し、本県のPRに取り組んでいるところであります。

また、昨年8月には、県内の高校生を上海へ派遣しまして、現地の学生との

交流会において、本県の観光地を紹介する活動も行っているところでございます。

さらにまた、海外の各駐在事務所では、観光展への出展やセールス活動に取り組んでいただいております。以上のような活動を行っております。

亀井委員

東京の71%に比べて、箱根も横浜も鎌倉も数字的にはまだまだ低いんですね。今課長がおっしゃった中に、現地に行って、キーパーソンと言われるような方々との商談が必要であるというお答えがあったんですけども、質問の角度としては違うかもしれませんけれども、観光課長はじめ、職員の方々がこういうところのプロモーション活動のために海外に出向いて、契約が取れるまで帰ってこないぐらいの意気込みですべきかと思うんですけども、何かそういうことに関して壁があるんでしょうか。

観光課長

本県では、平成21年度以降、職員の海外渡航を原則行わないこととなっております。平成20年度までは観光課の職員が現地赶赴いて、セールス活動を行っております。

ただ、ほかの自治体におきましては、現地でのプロモーション活動を積極的に行っていますし、その成果も現れているというようなことがございますので、今後そういう現地でのセールス活動の必要性をもう一度庁内で認識を合わせまして、積極的な現地での活動に取り組んでいきたいと思っています。

亀井委員

システムの、平成21年度から海外出張ができなくなったということのようではございますけれども、観光立県というからには、やっぱりそのぐらいの覚悟を持って取り組まなければいけないと思うんです。この辺の縛りがある中でも、何とか、今の課長の答弁だと海外に行って、しっかりとやっていきたいという決意もあるようですが、この辺のところ局長はいかがですか。

商工労働局長

海外でのプロモーション活動は非常に重要なことだと思っております。確かに、神奈川を愛する職員が言うのと、業者に任せるのでは、ちょっと相手への伝わり方も違うかなとも思っております。

いろいろな制約はございますけれども、そういった活動も必要だということも庁内でも議論させていただいて、実現できるような形で進めてまいりたいと思っております。

今はまだまだ少ないとはいえ、平成23年度には多少その殻を破って、派遣を実施していこうかなというふうに思っております。今事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

亀井委員

平成23年度からは、1人くらいは派遣できるというぐらいの形になってきているんでしょうか。でも、多勢に無勢ではなかなか太刀打ちできないかなと思いますので、是非局長にも、今御答弁にあったような前向きな姿勢で対応していただければと思います。

次もちょっと角度を変えまして、これは多分大丈夫かなとは思いますが、



大連に設置されます中国経済事務所との連携で、仕事の内容がちょっと違うとは思いますが、やはりここを神奈川県観光振興の拠点にするということも一つ考えられるかなとは思っています。もちろんそこにお客さんがいるかどうかということが一番問題だとは思っていますけれども、この点はどうでしょうか。

産業立地課長

大連の方には、現在はサテライトオフィスという形でございますけれども、新年度からは(財)神奈川産業振興センターの経済事務所という形にして、体制を強化いたします。

基本的な役割といたしましては、私どものやっております県内への企業誘致、それから県内中小企業の中国への進出への支援を大きなテーマとして仕事をさせていただくこととなりますけれども、今委員がおっしゃったような観光の面でのセールスにつきましても、努力していただきたいということについて、今話をさせていただいているところでございます。

亀井委員

分かりました。ありがとうございます。次の質問は、非常に総論的な質問になってしまって大変恐縮なんですけれども、今日質問するに当たって、昨日、神奈川県観光振興条例、あと神奈川県観光振興計画の方も目を通してきたんですけれども、何かこの条例には、神奈川県の独自性みたいなものが見えないんですよね。だから、条例の中の神奈川県という語を、ほかの都道府県にしても当てはまりそうな感じがするんです。その神奈川らしさというのは、この条例上はもう表現できないのでしょうか。それと今後、何か表現するというか、条文を変えるぐらいの形で表現を変えていくということは考えられますか。

産業部長

観光振興、観光立県、また国においても観光立国ということで、日本全国挙げて取り組んでいるということで、そういう意味では地域における展開ということにつきましても、手法、あるいは考え方という面で若干似てくることはあるかと思えます。

ただ、私ども、この観光条例をつくるに当たって、本県だけが持っていること、例えば、他県とは違う観光資源の豊富さといったこととか、あるいは大学とか地域との連携などを重視した次第でございます。

そういった中で、今条例の考え方というお尋ねがございました。現在のところ、この条例をつくったばかりで、まだ1年目ということでございますので、この条例に基づきまして、観光立県神奈川を推進していくということで、現在のところは考えているところでございます。

亀井委員

今の答弁の中身ですと、やっぱり神奈川県としての神奈川県らしさというのは、ちょっと感じにくいかなというところもございます。

例えば、この条例の第2条の第1項で、観光資源というところがあるんですね。観光資源のところを読むと、多分この第2条を基に御答弁いただいたのかなと思えますけれども、この第2条の第1項は、これは他県でも成り立ってしまうかなというところはあると思うんですね。

ですから今後は、観光立県と言うぐらいですから、その観光立県である神奈川県観光振興条例なんだと言えるように、もちろん観光振興計画ではしっかりやりますよということになるかもしれませんが、そのような観点での条例の見直しについても、これからもし見直しをされるのであれば、そのような形で考えていただきたいなということを最後に要望しまして質問を終わります。

#### 亀井委員

公明党といたしまして、当常任委員会に付託されました日程第1及び第2の諸議案に対しまして、賛成の立場から意見と要望を申し上げます。

まず、はじめに雇用創出基金事業についてであります。

厳しい雇用情勢を背景に、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用を創出するため設けられた二つの基金も、原則的には平成23年度で終了することとなりますが、本県における雇用対策を推進する上で、基金事業の果たす役割は非常に大きなものがあると考えます。

昨年は、国の予備費や修正予算により基金事業費が拡充され、本県でも10月及び12月の2度にわたり、補正予算において基金の積増しを行ったところであり、新年度予算を含め、基金の有効活用が求められるところであります。

新年度の新たな取組としましては、民間活力を導入するため、公募による新たな形での事業実施が盛り込まれておりますが、こうした取組によって基金が最大限有効に活用され、一人でも多くの方の雇用が実現されることを強く期待するところであります。

次に、観光振興についてであります。

神奈川県観光振興条例に基づく観光振興計画には、外国人旅行者200万人来訪プロジェクトが位置付けられているところであります。

昨年10月には、羽田空港の国際化が実現しましたが、このことは外国人観光客の増加に取り組む本県にとって絶好の機会であり、我が会派としましても大きな期待を寄せているところであります。

この好機を捉え、確実に外国人観光客の増加に結び付けるためには、国内におけるPR活動のみならず、職員自らが海外に赴き、現地の政府関係者や旅行事業者に対し、直接プロモーション活動を行うことが大変有効な手段であると考えております。

そこで、厳しい財政状況であることは認識しておりますが、是非とも海外におけるプロモーション活動が可能となるよう、積極的な働き掛けを進めていただき、外国人旅行者200万人来訪プロジェクトが達成されることを期待いたします。

また、あわせて、障害者や高齢者等にも配慮したユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備にも力を注いでいただき、真の意味で来訪者に優しい観光立県神奈川の実現に向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

以上、意見と要望を申し上げ、当委員会に付託されました日程第1及び第2の諸議案につきまして、公明党として賛成いたします。